

平成22年6月1日

各市区町村 環境担当部局長 各位

財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)
理事長 浜中 裕徳

エコアクション21認証・登録制度
「平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃、エコアクション21認証・登録制度につきまして、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

エコアクション21認証・登録制度は、IGESが、環境省の「エコアクション21ガイドライン(2004年5月)」に基づき、平成16年10月にエコアクション21中央事務局を設け創設した制度で、

中小規模の事業者でも環境マネジメントシステムの構築ができる。

二酸化炭素・廃棄物などの排出削減の具体的な取組ができ、その結果エネルギーコストなども削減することができる。

環境活動レポートを作成・公表することによって、社会・顧客とのコミュニケーションが図られる。

という仕組みであり、環境省のガイドラインに適合していることの認証・登録によって「環境経営のお墨付き」が低コストで得られます。

* 審査費用と認証・登録料は、事業者の規模・業種によって異なりますが、例えば、従業員10人未満のサービス業では合計15万円、300人未満の製造業で合計45万円です。

これは、環境マネジメントシステムの構築のみを目的とするISO14001の簡易版、ミニISOではなく、二酸化炭素などの排出削減、コスト削減を目的としたいいわゆる「パフォーマンス」(環境負荷を減らし、コストも減らす。)重視、環境活動レポートの公表による環境コミュニケーション重視の仕組みです。

さて、今般、「平成22年度自治体イニシアティブ・プログラム」をご案内させていただきます。これは、具体的には、別添の「平成22年度自治体イニシアティブ・プログラム実施要領」のとおりですが、市区町村のイニシアティブの下に、域内の多くの事業者が、私どもエコアクション21中央事務局が地域事務局などを通じて派遣するエコアクション21審査人のアドバイスを受け、一斉にエコアクション21に取り組むことにより、二酸化炭素排出量などの環境負荷とエネルギーコストなどの削減が効率的に図られ、認証・登録が得られるものであり、このプログラムの実施に要する経費(エコアクション21審査人の派遣費用など)は、エコアクション21中央事務局が負担させていただくというものです。これは、市町村にとっての二酸化炭素排出削減などの具体的な「政策手段」としてご活用いただけるもので、域内のこの分野での二酸化炭素などの削減量を定量的に把握することもできます。

昨年度、21年度のプログラムを全国の市区町村にご案内させていただきましたところ、全国で41市区町村（複数の市区町村が共同で実施する場合は1市町村と数えます。一部県も含む。）がこれに参加され、全体で約600の事業者の皆さんが、エコアクション21に一斉に取り組みました。今年5～8月には、審査人による審査を受け、認証・登録の運びとなる予定です。（これまでのプログラム自治体名は中央事務局ホームページ「自治体イニシアティブ・プログラム」を参照）

本プログラムは、17年度から実施しており、最近では、多くの市区町村から、参加したい、また、市区町村としても、このための22年度の予算措置もしたいなどのご希望が寄せられました。

そこで、これらにお応えできるよう、今般、22年度のプログラムのご案内をさせていただきます。

各市区町村の皆様方におかれましては、このエコアクション21「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加され、エコアクション21認証・登録制度を皆様方にとっての政策手段の1つとして活用されることによって、地域の広範な事業者からの二酸化炭素排出量の削減などが図られますようご案内申し上げます。

なお、エコアクション21の認証・登録件数は、平成16年10月の制度発足以来、平成22年5月末現在、全国で4,500事業者を超えており、今後もペースを上げて増加するものと予測しています。そこで、貴市区町村が取引を行う業者の入札参加資格の対象に、エコアクション21認証・登録も加えていただきますようお願い申し上げます。

また、自治体イニシアティブ・プログラムは、来年度以降も、実施する予定にしておりますので、今年度はご参加いただけない場合でも、是非とも来年度はご参加いただきますようお願い申し上げますとともに、可能な場合は必要な予算措置をさせていただきますと幸いです。

エコアクション21認証・登録制度、自治体イニシアティブ・プログラムのお問い合わせは、下記の中央事務局または地域事務局宛にお願いいたします。

エコアクション21認証・登録制度のすべての情報は、<http://www.ea21.jp> で公表しております。

敬具

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション21中央事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
電話：03-6418-0370 F A X：03-6418-0380
E m a i l cfs@ea21.jp
U R L <http://www.ea21.jp>

エコアクション21認証・登録制度
「平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
実施要領

平成22年6月1日
財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション21中央事務局

1. 趣旨・目的

エコアクション21認証登録制度の実施の一環として、自治体(市区町村。以下同じ。)のイニシアティブの下、域内の多くの参加事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素などの排出削減、エネルギーコストなどの削減を実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みを「自治体イニシアティブ・プログラム」(以下「プログラム」という。)として展開します。

自治体が、エコアクション21認証・登録制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出削減対策などの取組を支援するための有力な政策手段として積極的に活用することにより、エコアクション21の普及を図るものです。

2. プログラムの概要

エコアクション21中央事務局(以下「中央事務局」という。)はエコアクション21地域事務局(以下「地域事務局」という。)の協力を得て、参加自治体にエコアクション21審査人を派遣し、30~50の参加事業者に、集合形式で環境対策をアドバイスした上で、参加事業者は一斉にエコアクション21の取組を実施します。エコアクション21審査人の派遣などプログラムの実施に要する費用は中央事務局が負担します。エコアクション21の取組によって、域内の事業者の二酸化炭素などの環境負荷、エネルギーコストなどが同時に削減されます。参加事業者は、約半年後には、審査を経て、認証・登録されます。

3. 参加自治体の募集

(1)参加自治体の要件など

ア エコアクション21認証・登録制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出削減対策などを支援するための有力な政策手段として活用する自治体であって、平成22年9月から、域内の30~50程度の事業者がエコアクション21に一斉に取り組むことが確実な自治体を対象とします。

イ 30~50程度の事業者を確保するため、隣接する自治体と共同で参加自治体になることもできます。

ウ 近くにエコアクション21地域事務局がある場合は、プログラムは地域事務局との協力の下で実施しますので、応募の検討の段階から地域事務局に相談してく

ださい。

エ 参加自治体は、30～50程度の事業者を確保し、また、これらの事業者が一体として取り組むため、商工会議所など関係団体の協力が望まれます。30～50程度の参加事業者は、似たような業種で、同じくらいの規模の事業者ですとアドバイスなどが効率的に実施できると考えられます。

オ 参加自治体自身が既にエコアクション21などの認証取得をしているかどうかは問いませんが、参加自治体自身も参加事業者と一緒にエコアクション21に取り組み、認証・登録を目指すことになると、お互いに励みになり、効果的な取り組みができると考えられます。

カ プログラムに参加する事業者と、既にエコアクション21を認証取得している事業者又はプログラムに参加せずエコアクション21を認証取得しようとする事業者との間に、認証・登録の手続き、審査費、認証・登録費の差異はありません。

(2)参加自治体の数

22年度は全国で約50自治体を対象とします。隣接する複数の自治体が共同で参加自治体になる場合には、これを1参加自治体としてカウントします。

(3)募集期限

22年度の参加自治体の募集は、22年8月末日までとします。

(4)応募方法

募集期限までに、以下の書類を中央事務局に提出してください。

参加申込書（様式1）

エコアクション21認証・登録制度に参加することが概ね確実な事業者のリスト（事業者名、住所、業種、従業者数）

中央事務局ホームページ掲載「申込み用事業者リスト」を使用すること
協力する地域事務局、関係団体などの名称（様式自由）
その他特記事項

4. プログラム実施のスケジュール・方法

(1)エコアクション21審査人の確保、日程調整

中央事務局は、地域事務局などの協力を得て、可能な限り参加自治体・地域事務局の地元でエコアクション21審査人を確保します。また、地域事務局の協力を得て、参加自治体ごとの全体説明会・環境対策アドバイスの日程を調整します。なお、説明会・個別環境対策アドバイスの会場は、参加自治体で確保してください（会場借上費を要する場合は中央事務局が負担します。）

(2)参加自治体ごとの説明会・環境対策アドバイスの実施、環境活動計画等の策定

中央事務局は、地域事務局などと協力し、22年9月から22年11月にかけて参加自治体ごとにエコアクション21審査人を派遣し、集合形式で、全体説明・環境対策アドバイス(参加自治体当たり概ね月1回、計3回)を実施します。エコアクション21審査人を派遣する費用は、中央事務局が負担します。この間に、参加事業者は、エコアクション21審査人によるアドバイスを受け、負荷把握・取組チェック・環境方針策定・環境目標設定・環境活動計画策定・環境関連法規の取りまとめを行います。

(3)環境への取組の一斉開始

22年12月から全参加事業者は、それぞれの環境活動計画に従って一斉に環境への具体的取り組み(省エネ型機器導入、分別徹底・リサイクルなど)を開始します。毎月二酸化炭素排出量などの負荷を、自己チェックシートを用いて把握します。また、環境関連法規の違反の有無を自ら確認します。

(4)参加自治体ごとのエコアクション21審査人による取組実施アドバイス

中央事務局は、地域事務局と協力し、参加事業者が取り組みを実施している22年12月から23年3月にかけて、参加自治体ごとに原則的に同じエコアクション21審査人を派遣し、希望する参加事業者に対して取組実施アドバイス(参加自治体当たり1回)を実施します。

なお、(2)の場合も同じですが、このプログラムに基づくエコアクション21審査人によるアドバイスとは別に、参加事業者自らの判断と費用負担によって、コンサルタントを利用することもできます。

(5)「環境活動レポート」の作成

参加事業者は、23年3月に、全体の取組の経営者による評価を行い、環境活動計画などの必要な見直しを行います。その後、23年4月上旬には、参加事業者は環境活動レポートを作成します。なお、環境活動レポートには、負荷の自己チェックリストを用いて、22年12月～23年3月の月ごとの二酸化炭素排出量などを算定し、記載しますが、前年同月との比較もしていただきます。また、同じ期間の光熱費、自動車燃料代、水道代などの前年同月との比較もしていただきます。

(6)エコアクション21審査人による審査

エコアクション21審査人が23年4月から23年5月にかけて審査(審査人は、書面審査と現地審査の間に参加事業者に助言ができます。)します。個々の参加事業者の審査日程、担当審査人は、あらかじめ地域事務局などが調整します。

(7)認証・登録

概ね23年5月～6月には、事務局に置かれた判定委員会における判定を経て、認証・登録されます。参加事業者には、認証・登録証が交付され、事業者はロゴマークを事業者のパンフレット、名刺などに使用することができます。

5 . プログラム実施結果の取りまとめ

参加自治体は、23年6月を目途に、各参加事業者の環境活動レポートなどから、取り組み効果取りまとめ表(様式2)をご活用し、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、取りまとめます。

その後、取りまとめ結果を添付の上、プログラム実施報告書(様式3)を中央事務局にご提出下さい。

中央事務局は、各自治体からの報告を集計し、全参加事業者の二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を取りまとめ、公表します。

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション21中央事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
電話 : 03-6418-0370 F A X : 03-6418-0380
E m a i l cfs@ea21.jp
U R L <http://www.ea21.jp>

エコアクション21認証・登録制度
「平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
参加に当たっての留意事項

自治体イニシアティブ・プログラムの参加に当たりましては、以下の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、派遣するエコアクション21審査人謝金、旅費、資料代、及びやむをえない事情により自治体の施設を利用でない場合の会場費で、実際の運営を担当する地域事務局と中央事務局が請負契約を締結し、負担します。

但し、中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、最終的に認証・登録した事業者数等を基に算出します。従って認証・登録事業者数によっては、全ての費用を負担できない場合があることを予めご承知おきください。

全体説明会、3回の環境対策アドバイス、及び取組実施アドバイスは、原則として全て集合形式(セミナー形式)により実施しますが、なるべく担当者の方のご参加をお願いいたします。

これまでの例で、参加事業者の中には、十分な社内合意等を得ずに、また、自らは何ら作業や取組をしなくても、プログラムに出席さえすれば認証を取得できると誤解して参加し、プログラムの途中で参加を取りやめる事業者が見受けられました。全体説明会の際に、エコアクション21の内容、認証・登録に向けて必要となる作業や取組について、十分に説明を行う予定ですが、自治体の側からも、途中で諦めずに、認証の取得まで努力するよう働きかけをお願いいたします。

集合形式のアドバイス等の会場の手配については、特段のご協力をお願いいたします。

プログラム終了後、様式2を利用し、各参加事業者の環境活動レポートなどから、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、これを取りまとめて、必ずご提出ください。

プログラムの実施に当たり、担当する地域事務局と十分な協議、協力の上、取り組まれるようお願いいたします。

その他ご不明な点は、エコアクション21中央事務局までお問い合わせください。

以上

(様式1)

平成22年 月 日

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)
理事長 浜中 裕徳

都道府県 市区町村
市区町村長

公印

エコアクション21認証・登録制度「平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム」実施要領に基づき、プログラムの参加を申し込みます。

担当部局： 部 課 係
担当課長：
担当者：
住 所：
電話番号：
F A X：
E-mail：

(様式3)

平成23年 月 日

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)
理事長 浜中 裕徳

都道府県 市区町村
市区町村長

公印

エコアクション2.1認証・登録制度「平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム」実施要領に基づき、プログラム実施報告書を提出します。

平成22年度 自治体イニシアティブ・プログラム 実施報告書

参加事業者数： 社

協力地域事務局名：

全体説明会開催日：平成22年 月 日

環境対策アドバイスの実施日：平成22年 月 日、 年 月 日、 年 月 日

取組実施アドバイスの実施日： 年 月 日

環境負荷等の削減量：別添集計表の通り

担当部局： 部 課 係

担当課長：

担当者：

住所：

電話番号：

F A X：

E-mail：